

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2024年11月25日
【中間会計期間】	第151期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
【会社名】	株式会社静岡中央銀行
【英訳名】	THE SHIZUOKA CHUO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小森 博史
【本店の所在の場所】	静岡県沼津市大手町四丁目76番地
【電話番号】	055(962)2900(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 平山 浩二
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市大手町四丁目76番地
【電話番号】	055(962)2900(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 平山 浩二
【縦覧に供する場所】	株式会社静岡中央銀行 東京支店 (東京都港区愛宕一丁目3番4号) 株式会社静岡中央銀行 横浜支店 (神奈川県横浜市磯子区丸山二丁目5番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2022年度 中間連結 会計期間	2023年度 中間連結 会計期間	2024年度 中間連結 会計期間	2022年度	2023年度
		(自 2022年 4月1日 至 2022年 9月30日)	(自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日)	(自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)
連結経常収益	百万円	6,658	7,767	7,207	12,533	14,084
連結経常利益	百万円	1,888	1,918	2,282	3,257	3,649
親会社株主に 帰属する中間純利益	百万円	1,337	1,385	1,646	—	—
親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	2,295	2,522
連結中間包括利益	百万円	△1,020	3,704	△517	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	1,632	10,710
連結純資産額	百万円	53,190	59,427	65,795	55,783	66,373
連結総資産額	百万円	809,770	850,401	865,341	825,076	861,338
1株当たり純資産額	円	2,216.25	2,476.16	2,741.49	2,324.29	2,765.55
1株当たり 中間純利益	円	55.72	57.73	68.61	—	—
1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	95.64	105.12
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	6.56	6.98	7.60	6.76	7.70
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△21,730	15,449	△2,604	△12,261	13,796
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,386	2,697	1,132	△396	2,466
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△59	△59	△59	△119	△120
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	65,700	91,414	87,938	73,326	89,470
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	451 [116]	444 [112]	425 [110]	433 [116]	417 [111]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がありませんので記載していません。

2. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第149期中	第150期中	第151期中	第149期	第150期
決算年月		2022年 9 月	2023年 9 月	2024年 9 月	2023年 3 月	2024年 3 月
経常収益	百万円	6,604	7,706	7,153	12,405	13,948
経常利益	百万円	1,754	1,823	2,184	3,016	3,440
中間純利益	百万円	1,249	1,324	1,582	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	2,132	2,381
資本金	百万円	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
発行済株式総数	千株	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
純資産額	百万円	51,937	57,918	64,015	54,485	64,429
総資産額	百万円	808,546	849,099	863,930	823,884	859,593
預金残高	百万円	715,256	733,173	737,472	716,503	735,358
貸出金残高	百万円	589,332	602,031	619,296	596,645	610,826
有価証券残高	百万円	130,300	135,338	139,270	133,934	142,822
1株当たり中間純利益	円	52.04	55.20	65.92	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	88.83	99.23
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率	%	6.42	6.82	7.40	6.61	7.49
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	445 [116]	438 [112]	419 [110]	427 [116]	411 [111]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がありませんので記載しておりません。
2. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における我が国経済は、昨年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行によって社会経済活動の正常化が進み、企業の設備投資の増加基調が続いている他、円安効果によるインバウンドの増加、賃上げや減税効果による個人消費の持ち直し等により、製造業・非製造業ともに幅広い業種で景況感が改善し、大企業を中心に企業収益は回復基調が続いています。こうした状況下、日本銀行は3月のマイナス金利解除に続き、7月には2回目の利上げを実施し、金融政策の正常化に舵を切りました。一方では、長引く原材料高や人手不足の深刻化等により中小零細企業においては倒産件数が増加傾向に転じており、先行きについても海外経済の減速や政治情勢など不透明な状況にあり、当行の主要な営業エリアである静岡県・神奈川県の地域経済におきましても、一部で景況感に弱さが見られております。

このような状況下、当行は第15次中期経営計画『深化Ⅱ』の基本方針「お客様中心主義の深化」のもと、ビジネスモデルである「訪問頻度管理」を深化させ、お客様と地域に寄り添った支援を継続するとともに、外部環境・内部環境や認識する課題等を踏まえた新たな施策にも積極的に取り組んでまいりました。その結果、着実にお客様が増加し、次のような成果を収めることができました。

預金につきましては、「店頭・店周営業」の着実な実践により、店周を中心としたお客様との接点を強化し、個々のニーズやライフステージに応じた商品・サービスの提供に努めるなど、積極的な営業活動を展開してまいりました。その結果、当中間連結会計期間末の預金残高は前連結会計年度末比20億45百万円0.2%増加の7,354億90百万円となりました。

貸出金につきましては、「訪問頻度管理」による定期的な顧客訪問の徹底により、お客様が抱えている経営課題やニーズを迅速且つ適切に把握することで、資金繰り支援にとどまらず、お客様の経営課題解決の支援等に積極的に取り組むなど、金融仲介機能の発揮に努めてまいりました。その結果、当中間連結会計期間末の貸出金残高は前連結会計年度末比84億69百万円1.3%増加の6,192億96百万円となり、貸出金に占める中小企業等向け貸出金比率は90.9%となりました。

当中間連結会計期間の経営成績は、経常収益は前中間連結会計期間比5億59百万円7.1%減収の72億7百万円、経常費用は前中間連結会計期間比9億23百万円15.7%減少の49億24百万円となりました。

その結果、経常利益は前中間連結会計期間比3億64百万円19.0%増益の22億82百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前中間連結会計期間比2億61百万円18.8%増益の16億46百万円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

(経営成績説明)国内業務部門では、資金運用収支は51億88百万円、役務取引等収支は101百万円、その他業務収支は一百万円となりました。国際業務部門では、資金運用収支は19百万円となりました。

相殺消去後は、資金運用収支51億89百万円、役務取引等収支は101百万円、その他業務収支は一百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	5,257	24	△17	5,263
	当中間連結会計期間	5,188	19	△17	5,189
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	5,454	24	△17	5,460
	当中間連結会計期間	5,468	19	△18	5,469
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	197	—	△0	197
	当中間連結会計期間	280	—	△0	279
役務取引等収支	前中間連結会計期間	△18	—	—	△18
	当中間連結会計期間	101	—	—	101
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	802	—	△73	729
	当中間連結会計期間	954	—	△70	883
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	821	—	△73	748
	当中間連結会計期間	852	—	△70	782
その他業務収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 当行に海外店はございませんので、国内業務部門・国際業務部門別に記載しております。
2. 「相殺消去額(△)」は連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

(経営成績説明)役務取引等収益は、相殺消去後 8 億83百万円となりました。役務取引等費用は、相殺消去後 7 億82 百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	802	—	△73	729
	当中間連結会計期間	954	—	△70	883
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	181	—	—	181
	当中間連結会計期間	227	—	—	227
うち為替業務	前中間連結会計期間	149	—	△0	149
	当中間連結会計期間	149	—	△0	149
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	0	—	—	0
	当中間連結会計期間	1	—	—	1
うち代理業務	前中間連結会計期間	3	—	—	3
	当中間連結会計期間	4	—	—	4
うち保証業務	前中間連結会計期間	137	—	△71	66
	当中間連結会計期間	136	—	△68	68
役務取引等費用	前中間連結会計期間	821	—	△73	748
	当中間連結会計期間	852	—	△70	782
うち為替業務	前中間連結会計期間	54	—	△0	54
	当中間連結会計期間	57	—	△0	57

(注) 「相殺消去額(△)」は連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	733,173	—	△1,815	731,357
	当中間連結会計期間	737,472	—	△1,982	735,490
うち流動性預金	前中間連結会計期間	387,877	—	△1,512	386,365
	当中間連結会計期間	393,106	—	△1,679	391,427
うち定期性預金	前中間連結会計期間	343,736	—	△303	343,433
	当中間連結会計期間	342,413	—	△303	342,110
うちその他	前中間連結会計期間	1,558	—	—	1,558
	当中間連結会計期間	1,952	—	—	1,952
総合計	前中間連結会計期間	733,173	—	△1,815	731,357
	当中間連結会計期間	737,472	—	△1,982	735,490

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 「相殺消去額(△)」は連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内	602,031	100.00	619,296	100.00
製造業	63,092	10.48	65,808	10.63
農業、林業	143	0.02	126	0.02
漁業	31	0.01	24	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	12	0.00	26	0.00
建設業	57,675	9.58	59,752	9.65
電気・ガス・熱供給・水道業	5,933	0.99	5,279	0.85
情報通信業	1,448	0.24	1,963	0.32
運輸業、郵便業	20,829	3.46	21,149	3.42
卸売業、小売業	44,617	7.41	46,481	7.51
金融業、保険業	13,934	2.32	16,676	2.69
不動産業	28,947	4.81	34,387	5.55
不動産賃貸管理業	32,931	5.47	32,796	5.30
物品賃貸業	2,904	0.48	3,805	0.61
各種サービス業	67,562	11.22	62,625	10.11
地方公共団体	1,285	0.21	1,108	0.18
個人による貸家業	69,282	11.51	72,477	11.70
その他	191,397	31.79	194,805	31.46
合計	602,031	100.00	619,296	100.00

(2) キャッシュ・フローの状況

① 現金及び現金同等物の増減状況

現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比15億31百万円減少し、879億38百万円となりました。

② 営業活動によるキャッシュ・フロー

預金の純増等により、△26億4百万円となりました。(前年同中間連結会計期間比180億54百万円の減少)

③ 投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の売却による収入の減少等により11億32百万円となりました。(前年同中間連結期間比15億64百万円の減少)

④ 財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払により△59百万円となりました。(前年同中間連結期間比0百万円の減少)

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題、研究開発活動

当中間連結会計期間において当行グループ(当行及び連結子会社)が対処すべき課題について、重要な変更はありません。また、研究開発活動についても該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2024年9月30日
1. 連結自己資本比率（2／3）	12.80
2. 連結における自己資本の額	544
3. リスク・アセットの額	4,250
4. 連結総所要自己資本額	170

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2024年9月30日
1. 自己資本比率（2／3）	12.46
2. 単体における自己資本の額	529
3. リスク・アセットの額	4,248
4. 単体総所要自己資本額	169

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2023年9月30日	2024年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,540	3,074
危険債権	6,284	7,090
要管理債権	13	12
正常債権	593,833	610,881

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	96,000,000
計	96,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,000,000	24,000,000	該当ありません	単元株制度を採用しておりません。
計	24,000,000	24,000,000	—	—

(注) 当行の株式を譲渡するには、取締役会の承認が必要となります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	—	24,000	—	2,000	—	0

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿 1 丁目26－ 1	2,539	10.58
静岡中央銀行行員持株会	静岡県沼津市大手町 4 丁目76	1,609	6.70
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町 2 丁目 6－ 4	1,385	5.77
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4－ 5	1,200	5.00
株式会社大林組	東京都港区港南 2 丁目15－ 2	1,200	5.00
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1 丁目13－ 1	1,200	5.00
三信株式会社	東京都中央区八丁堀 2 丁目25－10	1,200	5.00
オークラヤ住宅株式会社	東京都千代田区麴町 4 丁目 5－22	1,200	5.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4－ 5	1,148	4.78
東洋電機製造株式会社	東京都中央区八重洲 1 丁目 4－16	1,110	4.62
計	――	13,792	57.46

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	24,000,000	24,000,000	―
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	24,000,000	―	―
総株主の議決権	―	24,000,000	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書き後段の規定に基づき、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書き後段の規定に基づき、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※4 96,109	※4 95,405
有価証券	※1,※4,※8 144,332	※1,※4,※8 140,468
貸出金	※1,※2,※3,※5 610,826	※1,※2,※3,※5 619,296
その他資産	※1,※4 3,874	※1,※4 3,878
有形固定資産	※6,※7 8,507	※6,※7 8,440
無形固定資産	660	612
退職給付に係る資産	115	102
繰延税金資産	0	0
支払承諾見返	※1,※8 1,241	※1,※8 1,370
貸倒引当金	△4,330	△4,234
資産の部合計	861,338	865,341
負債の部		
預金	※4 733,444	※4 735,490
借入金	※4 50,900	※4 51,100
その他負債	3,949	6,991
賞与引当金	359	372
役員賞与引当金	54	-
退職給付に係る負債	75	39
役員退職慰労引当金	791	694
睡眠預金払戻損失引当金	1	1
偶発損失引当金	297	337
繰延税金負債	2,521	1,819
再評価に係る繰延税金負債	※6 1,329	※6 1,329
支払承諾	1,241	1,370
負債の部合計	794,965	799,545
純資産の部		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	0	0
利益剰余金	49,667	51,254
株主資本合計	51,668	53,255
その他有価証券評価差額金	11,529	9,374
土地再評価差額金	※6 3,055	※6 3,055
退職給付に係る調整累計額	119	110
その他の包括利益累計額合計	14,704	12,540
純資産の部合計	66,373	65,795
負債及び純資産の部合計	861,338	865,341

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	7,767	7,207
資金運用収益	5,460	5,469
(うち貸出金利息)	4,362	4,371
(うち有価証券利息配当金)	1,065	1,037
役務取引等収益	729	883
その他業務収益	-	-
その他経常収益	※1 1,577	※1 854
経常費用	5,848	4,924
資金調達費用	197	279
(うち預金利息)	197	277
役務取引等費用	748	782
その他業務費用	-	-
営業経費	3,539	3,576
その他経常費用	※2 1,363	※2 286
経常利益	1,918	2,282
特別利益	13	-
固定資産処分益	13	-
特別損失	16	0
固定資産処分損	16	0
税金等調整前中間純利益	1,915	2,282
法人税、住民税及び事業税	772	481
法人税等調整額	△241	153
法人税等合計	530	635
中間純利益	1,385	1,646
親会社株主に帰属する中間純利益	1,385	1,646

【中間連結包括利益計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	1,385	1,646
その他の包括利益	2,319	△2,164
其他有価証券評価差額金	2,307	△2,154
退職給付に係る調整額	11	△9
中間包括利益	3,704	△517
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,704	△517

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,000	0	47,198	49,199	3,512	3,121	△50	6,583	55,783
当中間期変動額									
剰余金の配当			△60	△60					△60
親会社株主に帰属する 中間純利益			1,385	1,385					1,385
土地再評価差額金の取 崩			62	62					62
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					2,307	△62	11	2,256	2,256
当中間期変動額合計	-	-	1,387	1,387	2,307	△62	11	2,256	3,644
当中間期末残高	2,000	0	48,586	50,587	5,820	3,059	△39	8,840	59,427

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,000	0	49,667	51,668	11,529	3,055	119	14,704	66,373
当中間期変動額									
剰余金の配当			△60	△60					△60
親会社株主に帰属する 中間純利益			1,646	1,646					1,646
土地再評価差額金の取 崩				-					-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					△2,154		△9	△2,164	△2,164
当中間期変動額合計	-	-	1,586	1,586	△2,154	-	△9	△2,164	△577
当中間期末残高	2,000	0	51,254	53,255	9,374	3,055	110	12,540	65,795

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,915	2,282
減価償却費	243	265
貸倒引当金の増減(△)	993	△95
賞与引当金の増減額(△は減少)	11	13
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△52	△54
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	13	12
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△46	△36
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	26	△97
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△0	△0
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	41	39
資金運用収益	△5,460	△5,469
資金調達費用	197	279
有価証券関係損益(△)	△1,648	△442
固定資産処分損益(△は益)	2	0
貸出金の純増(△)減	△5,385	△8,469
預金の純増減(△)	16,558	2,045
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	6,400	200
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△1,569	△827
資金運用による収入	5,512	5,505
資金調達による支出	△180	△216
その他	△1,764	3,275
小計	15,809	△1,788
法人税等の支払額	△359	△816
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,449	△2,604
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△4,699	△3,755
有価証券の売却による収入	4,653	2,570
有価証券の償還による収入	3,120	2,470
有形固定資産の取得による支出	△259	△91
無形固定資産の取得による支出	△118	△60
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,697	1,132
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△59	△59
財務活動によるキャッシュ・フロー	△59	△59
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	18,087	△1,531
現金及び現金同等物の期首残高	73,326	89,470
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 91,414	※1 87,938

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

岳洋産業株式会社

静岡中央信用保証株式会社

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 34年～39年

その他: 5年～6年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

(3) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれ

と同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の資産査定部署が検証のうえ最終査定を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しておりますが、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末は該当ありません。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(4) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づき信用保証協会への負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生時に一時損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(中間連結貸借対照表関係)

- ※ 1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,189百万円	3,074百万円
危険債権額	6,230百万円	7,090百万円
要管理債権額	38百万円	12百万円
三月以上延滞債権額	25百万円	0百万円
貸出条件緩和債権額	12百万円	12百万円
小計額	9,458百万円	10,178百万円
正常債権額	603,071百万円	610,881百万円
合計額	612,529百万円	621,059百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※ 2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1,771百万円	1,174百万円

※ 3. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第 1 号 2024 年 7 月 1 日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表（前連結貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
900 百万円	900 百万円

※ 4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
担保に供している資産		
現金預け金	0 百万円	0 百万円
有価証券	57,523 百万円	58,257 百万円
その他	18 百万円	18 百万円
計	57,542 百万円	58,276 百万円

担保資産に対応する債務

預金	499 百万円	973 百万円
借入金	50,900 百万円	51,100 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
その他資産	2,500 百万円	2,500 百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
保証金	230 百万円	236 百万円

※ 5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
融資未実行残高	51,910 百万円	59,223 百万円
うち原契約期間が 1 年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	49,186 百万円	56,108 百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※ 6. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
2,839百万円	2,806百万円

※ 7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
減価償却累計額	6,092百万円	6,234百万円

※ 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1,040百万円	1,180百万円

(中間連結損益計算書関係)

※ 1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
償却債権取立益	0百万円	償却債権取立益	0百万円
株式等売却益	1,553百万円	株式等売却益	625百万円

※ 2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
株式等売却損	-百万円	株式等売却損	168百万円
株式等償却	91百万円	株式等償却	-百万円
貸倒引当金繰入額	1,135百万円	貸倒引当金繰入額	3百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	60	2.5	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	60	利益剰余金	2.5	2023年9月30日	2023年12月5日

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)				
	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1)当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	60	2.5	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	60	利益剰余金	2.5	2024年9月30日	2024年12月2日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金預け金勘定	102,126百万円	95,405百万円
定期預け金他	△10,712百万円	△7,467百万円
現金及び現金同等物	91,414百万円	87,938百万円

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1年内	-	1
1年超	-	5
合計	-	6

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,742	2,702	△39
その他有価証券	138,963	138,963	-
(2) 貸出金	610,826		
貸倒引当金(*1)	△4,186		
	606,639	611,832	5,192
資産計	748,345	753,498	5,153
(1) 預金	733,444	733,739	294
(2) 借入金	50,900	50,900	-
負債計	784,344	784,639	294

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,882	2,837	△44
その他有価証券	134,835	134,835	-
(2) 貸出金	619,296		
貸倒引当金(*1)	△4,110		
	615,186	618,299	3,113
資産計	752,903	755,972	3,068
(1) 預金	735,490	735,602	112
(2) 借入金	51,100	51,100	-
負債計	786,590	786,702	112

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式及び組合出資金の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
① 非上場株式(*1)(*2)	1,048	1,048
② 組合出資金(*3)	1,577	1,702

- (*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理を行っておりません。
- (*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品 前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	68,916	66,280	3,766	138,963
その他の有価証券	68,916	66,280	3,766	138,963
国債・地方債等	28,832	14,386	-	43,219
社債	-	29,391	-	29,391
株式	36,518	-	-	36,518
その他	3,565	22,503	3,766	29,835
資産計	68,916	66,280	3,766	138,963

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	64,705	65,878	4,251	134,835
その他の有価証券	64,705	65,878	4,251	134,835
国債・地方債等	28,381	14,742	-	43,124
社債	-	29,297	1,006	30,303
株式	32,934	-	-	32,934
その他	3,388	21,839	3,245	28,473
資産計	64,705	65,878	4,251	134,835

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	781	881	1,040	2,702
満期保有目的の債券	781	881	1,040	2,702
国債	781	-	-	781
社債	-	881	1,040	1,921
貸出金	-	-	611,832	611,832
資産計	781	881	612,872	614,534
預金	-	733,739	-	733,739
借入金	-	50,900	-	50,900
負債計	-	784,639	-	784,639

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	779	878	1,180	2,837
満期保有目的の債券	779	878	1,180	2,837
国債	779	-	-	779
社債	-	878	1,180	2,058
貸出金	-	-	618,299	618,299
資産計	779	878	619,479	621,136
預金	-	735,602	-	735,602
借入金	-	51,100	-	51,100
負債計	-	786,702	-	786,702

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算出しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替(*2)	レベル3の時価からの振替(*3)	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上(*1)					
有価証券	3,684	-	81	-	-	-	3,766	-
その他有価証券	3,684	-	81	-	-	-	3,766	-

(*1) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であります。なお、当連結会計年度には該当ありません。

(*3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であります。なお、当連結会計年度には該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替 (※2)	レベル3の時価からの振替 (※3)	期末残高	当期の損益に計上したうち中間連結貸対照表において金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上 (※1)					
有価証券	3,766	-	△14	500	-	-	4,251	-
その他有価証券	3,766	-	△14	500	-	-	4,251	-

(※1) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(※2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であります。なお、当中間連結会計期間には該当ありません。

(※3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であります。なお、当中間連結会計期間には該当ありません。

(2) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は每期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(3) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットとしては、クレジット・スプレッド、株価ボラティリティ等があります。

時価の算定において、クレジット・スプレッドの変動は倒産確率に影響し、株価ボラティリティは期待キャッシュ・フロー等に影響します。

時価はクレジット・スプレッド、株価ボラティリティ等のインプットから算定され、市場が変動した場合には、インプットの影響額の合算として時価が増加もしくは減少します。

(有価証券関係)

※ 1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」を記載しております。

※ 2. 「子会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年 3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	801	781	△19
	地方債	—	—	—
	社債	1,941	1,921	△20
	その他	—	—	—
	小計	2,742	2,702	△39
合計		2,742	2,702	△39

当中間連結会計期間(2024年 9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	801	779	△22
	地方債	—	—	—
	社債	2,080	2,058	△22
	その他	—	—	—
	小計	2,882	2,837	△44
合計		2,882	2,837	△44

2. その他有価証券

前連結会計年度(2024年 3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	34,479	16,256	18,223
	債券	14,399	14,340	58
	国債	9,032	9,013	19
	地方債	327	327	0
	社債	5,038	4,999	38
	その他	17,989	15,462	2,526
	小計	66,868	46,059	20,808
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	2,038	2,554	△515
	債券	58,210	61,402	△3,191
	国債	19,799	22,196	△2,397
	地方債	14,058	14,305	△246
	社債	24,352	24,901	△548
	その他	11,845	12,869	△1,024
	小計	72,095	76,826	△4,731
合計		138,963	122,886	16,077

当中間連結会計期間(2024年 9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	29,936	14,085	15,850
	債券	14,576	14,532	44
	国債	9,011	9,005	6
	地方債	327	327	0
	社債	5,237	5,199	38
	その他	15,407	13,065	2,341
	小計	59,920	41,683	18,237
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	2,998	3,544	△546
	債券	58,850	62,499	△3,649
	国債	19,370	22,188	△2,818
	地方債	14,414	14,711	△297
	社債	25,065	25,599	△533
	その他	13,065	14,114	△1,048
	小計	74,915	80,158	△5,243
合計		134,835	121,842	12,993

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、ありません。

当中間連結会計期間における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が簿価の30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	16,291
その他有価証券	16,291
(△)繰延税金負債	△4,762
その他有価証券評価差額金	11,529

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	13,286
その他有価証券	13,286
(△)繰延税金負債	△3,911
その他有価証券評価差額金	9,374

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務については重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

総資産に比べて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	4,362	2,625	779	7,767

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	4,371	1,876	960	7,207

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	2,765円55銭	2,741円49銭

2. 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
1 株当たり中間純利益	円	57.73	68.61
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,385	1,646
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る 親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,385	1,646
普通株式の期中平均株式数	千株	24,000	24,000

(注) なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※5 96,109	※5 95,405
有価証券	※1,※2,※5,※7 142,822	※1,※2,※5,※7 139,270
貸出金	※2,※3,※4,※6 610,826	※2,※3,※4,※6 619,296
その他資産	3,782	3,810
その他の資産	※2,※5 3,782	※2,※5 3,810
有形固定資産	8,346	8,282
無形固定資産	659	611
支払承諾見返	※2,※7 1,241	※2,※7 1,370
貸倒引当金	△4,194	△4,118
資産の部合計	859,593	863,930
負債の部		
預金	※5 735,358	※5 737,472
借入金	※5 50,900	※5 51,100
その他負債	2,384	5,435
未払法人税等	694	357
資産除去債務	21	21
その他の負債	1,668	5,056
賞与引当金	359	372
役員賞与引当金	54	-
退職給付引当金	131	94
役員退職慰労引当金	791	694
睡眠預金払戻損失引当金	1	1
偶発損失引当金	297	337
繰延税金負債	2,314	1,706
再評価に係る繰延税金負債	1,329	1,329
支払承諾	1,241	1,370
負債の部合計	795,164	799,915

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
純資産の部		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	0	0
資本準備金	0	0
利益剰余金	48,294	49,816
利益準備金	2,000	2,000
その他利益剰余金	46,293	47,815
役員退職積立金	1,000	1,000
有価証券償却準備積立金	2,750	2,750
別途積立金	39,608	41,808
繰越利益剰余金	2,935	2,257
株主資本合計	50,295	51,817
その他有価証券評価差額金	11,078	9,142
土地再評価差額金	3,055	3,055
評価・換算差額等合計	14,133	12,197
純資産の部合計	64,429	64,015
負債及び純資産の部合計	859,593	863,930

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	7,706	7,153
資金運用収益	5,467	5,473
(うち貸出金利息)	4,362	4,371
(うち有価証券利息配当金)	1,071	1,040
役務取引等収益	664	817
その他業務収益	-	-
その他経常収益	※1 1,574	※1 862
経常費用	5,882	4,969
資金調達費用	197	280
(うち預金利息)	197	277
役務取引等費用	821	852
その他業務費用	-	-
営業経費	※2 3,525	※2 3,554
その他経常費用	※3 1,338	※3 282
経常利益	1,823	2,184
特別利益	13	-
固定資産処分益	13	-
特別損失	16	0
固定資産処分損	16	0
税引前中間純利益	1,821	2,183
法人税、住民税及び事業税	735	452
法人税等調整額	△239	149
法人税等合計	496	601
中間純利益	1,324	1,582

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
					役員退職積立金	有価証券償却準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000	0	0	2,000	1,000	2,750	37,608	2,607	45,966	47,967
当中間期変動額										
剰余金の配当								△60	△60	△60
別途積立金の積立							2,000	△2,000	-	-
中間純利益								1,324	1,324	1,324
土地再評価差額金の取崩								62	62	62
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,000	△672	1,327	1,327
当中間期末残高	2,000	0	0	2,000	1,000	2,750	39,608	1,934	47,293	49,294

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,396	3,121	6,518	54,485
当中間期変動額				
剰余金の配当				△60
別途積立金の積立				-
中間純利益				1,324
土地再評価差額金の取崩				62
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,168	△62	2,106	2,106
当中間期変動額合計	2,168	△62	2,106	3,433
当中間期末残高	5,564	3,059	8,624	57,918

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
					役員退職積立金	有価証券償却準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000	0	0	2,000	1,000	2,750	39,608	2,935	48,294	50,295
当中間期変動額										
剰余金の配当								△60	△60	△60
別途積立金の積立							2,200	△2,200	-	-
中間純利益								1,582	1,582	1,582
土地再評価差額金の取崩										-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,200	△677	1,522	1,522
当中間期末残高	2,000	0	0	2,000	1,000	2,750	41,808	2,257	49,816	51,817

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11,078	3,055	14,133	64,429
当中間期変動額				
剰余金の配当				△60
別途積立金の積立				-
中間純利益				1,582
土地再評価差額金の取崩				-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,935		△1,935	△1,935
当中間期変動額合計	△1,935		△1,935	△413
当中間期末残高	9,142	3,055	12,197	64,015

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 34年～39年

その他: 5年～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の資産査定部署が検証のうえ最終査定を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しておりますが、当中間会計期間末及び前事業年度末においては該当ありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式総額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
株式	1,140百万円	1,140百万円

※ 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,189百万円	3,074百万円
危険債権額	6,230百万円	7,090百万円
要管理債権額	38百万円	12百万円
三月以上延滞債権額	25百万円	0百万円
貸出条件緩和債権額	12百万円	12百万円
小計額	9,458百万円	10,178百万円
正常債権額	603,071百万円	610,881百万円
合計額	612,529百万円	621,059百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
	1,771百万円	1,174百万円

※ 4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(移管指針第 1 号 2024 年 7 月 1 日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
900 百万円	900 百万円

※ 5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
担保に供している資産		
現金預け金	0 百万円	0 百万円
有価証券	57,523 百万円	58,257 百万円
その他	18 百万円	18 百万円
計	57,542 百万円	58,276 百万円

担保資産に対応する債務

預金	499 百万円	973 百万円
借用金	50,900 百万円	51,100 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
その他資産	2,500 百万円	2,500 百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
保証金	230 百万円	236 百万円

※ 6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
融資未実行残高	51,910 百万円	59,223 百万円
うち原契約期間が 1 年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	49,186 百万円	56,108 百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※ 7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
1,040 百万円	1,180 百万円

(中間損益計算書関係)

※ 1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

前中間会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)		当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	
償却債権取立益	0百万円	償却債権取立益	0百万円
株式等売却益	1,553百万円	株式等売却益	625百万円

※ 2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

前中間会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)		当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	
有形固定資産	136百万円	有形固定資産	154百万円
無形固定資産	103百万円	無形固定資産	107百万円

※ 3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

前中間会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)		当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	
株式等売却損	-百万円	株式等売却損	168百万円
株式等償却	91百万円	株式等償却	-百万円
貸倒引当金繰入額	1,110百万円	貸倒引当金繰入額	-百万円

(有価証券関係)

子会社株式
市場価格のない子会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当中間会計期間 (2024年 9 月30日)
子会社株式	1,140	1,140
合計	1,140	1,140

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2024年11月8日開催の取締役会において、第151期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	60百万円
1株当たりの中間配当金	2円50銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月8日

株式会社静岡中央銀行
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 水 戸 信 之

指定社員 業務執行社員 公認会計士 池 田 宏 章

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社静岡中央銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社静岡中央銀行及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月8日

株式会社静岡中央銀行
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 水 戸 信 之

指定社員
業務執行社員

公認会計士 池 田 宏 章

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社静岡中央銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第151期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社静岡中央銀行の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記の中間監査報告書は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。